



カスタムポリシーアップデート

(税関の重要政策と最新動向)

2019年10月



2019年10月、税関の重要政策と最新動向

税法違反行為の自主的開示への対処法に関する公告（税関総署公告[2019]161号）

税関総署が2019年10月17日付けで公布した公告によると、輸出入企業・単位が税法違反行為を自主的に開示し、下記のいずれかの要件に該当する場合、行政処罰を免除できる。1、税法違反行為の発生日から起算して3か月以内に税関に自主的開示した場合。2、税法違反行為の発生日から起算して3か月以上経過した後税関に自主的開示し、納付漏れ・過少納付した税額が納付すべき税額に占める割合が10%以下、または納付漏れ・過少納付した税額が50万人民元を下回る場合。詳しい要件及び必要書類は同公告を参照すること。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

税法違反行為の自主的開示への対処法に関する公告について、KPMG中国は2019年10月21日付けでチャイナタックスアラート「企業のコンプライアンス強化に向けて税関が新たな自主的開示制度を公布」を発行した。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

米国・韓国・日本・台湾原産の輸入PVCに対するアンチダンピング措置の期末再審査調査の中止に関する商務部の公告 部公告2019年第43号

商務部は、2019年9月29日より、米国・韓国・日本・台湾原産の輸入PVCに対するアンチダンピング関税の賦課の停止を決定した。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

2020年の化学肥料の輸入関税配分総額、配分原則及び関連手順（商務部公告2019年第45号）

商務部は2019年10月25日付けで2020年の化学肥料の輸入配分総額を公布した。具体的な配分原則及び申込手続きは同公告を参照すること。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

商務部が貨物輸出配分総額を公布（商務部公告 2019 年第 47 号）

商務部は 2019 年 10 月 31 日付けで、甘草及び甘草製品、薬用人工栽培麻黄、生きた豚（香港・マカオへの輸出用）、生きた牛（香港・マカオへの輸出用）、生きた鶏（香港への輸出用）、製材、サンカクイ及びサンカクイ製品の輸出配分総額を公布した。2019 年 11 月 1 日より、企業は上記商品の輸出配分額を申請できる。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

増値税発票管理等に関する国家税務総局の公告（国家税務総局公告 2019 年第 33 号）

国家税務総局は 2019 年 10 月 9 日付けで、増値税一般納税者が税関輸入増値税専用納付書を取得した後に、申告控除または輸出還付を申込み際の要件を下記のとおり公布した。

- 増値税一般納税者が一社の納付単位情報のみ記載された税関納付書を取得した場合、所属省（区/市）の増値税発票選択確認プラットフォームを通して、申告控除または輸出還付のための税関納付書情報を検索・選択する。選択確認プラットフォームで検索した税関納付書情報が実際の状況と一致しない、もしくは関連情報を検索できない場合、税関納付書情報をアップロードし、システムで照合して、情報の一致を確認した後、納税者は選択確認プラットフォームにログインし、申告控除または輸出還付のための税関納付書情報を検索・選択する。
- 増値税一般納税者が二社の納付単位情報が記載された税関納付書を取得した場合、税関納付書情報をアップロードし、システムで照合して、情報の一致を確認した後、納税者は選択確認プラットフォームにログインし、申告控除または輸出還付のための税関納付書情報を検索・選択する。

照合結果が不一致、綴り欠落、番号重複、滞留となる異常な税関納付書は、下記のとおり処理する。

- 照合結果が不一致もしくは綴り欠落となる税関納付書について、納税者は税関納付書の原本をもって主管税務機関にデータ修正またはレビューを申請する。
- 照合結果が番号重複となる税関納付書について、納税者は主管税務機関にレビューを申請する。
- 照合結果が滞留となる税関納付書について、納税者はデータ確認を申請せずに、照合を継続することができる。

増値税一般納税者が取得した 2017 年 7 月 1 日付け及びそれ以降に発行された税関納付書について、発行日から起算して 360 日以内に選択した確認プラットフォームを利用して選択確認、または照合申請を行わなければならない。

税関納付書に関する部分は 2020 年 2 月 1 日より施行される。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

エジプトから輸入した生ナツメヤシの植物検疫要件に関する公告（税関総署公告[2019]153号）

税関総署は 2019 年 10 月 10 日付けで、関連要件に合致するエジプト産の生ナツメヤシの輸入を許可する公告を公布した。関連検疫要件は同公告を参照すること。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

中国・シンガポール原産地電子情報ネットワーク関連事項に関する公告（税関総署公告[2019]155号）

税関総署が 2019 年 10 月 14 日付けで公布した公告によると、2019 年 11 月 1 日より、「中国—シンガポール原産地電子情報交換システム」が正式に運用開始される。同システムは、「中華人民共和国政府・シンガポール共和国政府自由貿易協定」の原産地証明書の

電子データ、「中国—ASEAN 経済協力枠組み協定」のもとでシンガポールが発行する原産地証明書及び流動証明の電子データ、シンガポール経由の非加工証明書の電子データをリアルタイムで転送する。また、同公告は、中国・シンガポール原産地電子情報ネットワークのもとで「輸入申告」及び「輸出申告」に関する具体的な要求及び記入様式を明確にした。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

輸入自動車部品に対する認証便利化措置の拡大に関する公告（税関総署公告[2019]157号）

税関総署が2019年10月16日付けで公布した公告によると、CCC認証の対象となる一部の輸入自動車部品について、税関は検査の際に信頼できる認証機関が発行した認証証明書を採用し、原則としてサンプリング検査を実施しない。重大な品質安全リスクの提示対象となる輸入自動車部品であり、サンプリング検査を実施する必要がある場合は、税関で実際に用いられるリスクコントロール指示に基づき実施する。同公告は2019年11月1日より施行される。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

総合保税区内で保税貨物賃貸及び先物保税受渡業務の展開に関する公告（税関総署公告[2019]158号）

税関総署が2019年10月16日付けで公布した公告によると、総合保税区内の賃貸企業は電子帳簿を作成し、賃貸貨物の輸入・輸出・転関・保管の状況を正確に申告しなければならない。賃貸貨物が総合保税区内を出入する際、賃貸企業及び借手企業は、現行の規定に従い税関に申告しなければならない。借手企業は、賃貸貨物の輸入、リース料に係る納税申告、賃貸契約の更新、買取、賃貸契約変更などの手続きを同一税関において行い、かつ税関の監督管理を受けなければならない。

また、同公告は下記の内容を明確にした。総合保税区内での先物保税受渡業務は、国務院または国務院の先物関連管理機関に承認された取引場所で行われなければならない。また、貨物の種類は、国務院の先物関連管理機関に承認された先物保税受渡業務を行う先物取引所で上場済の種類でなければならない。先物取引所は、先物保税受渡業務を行う貨物の種類及び指定された受渡倉庫について税関総署へ届出を提出しなければならない。当該受渡倉庫は電子帳簿の作成を通して先物保税受渡業務を展開する必要がある。なお、同公告は先物保税受渡業務に必要な条件、申告などの具体的な要求を明確にした。

同公告は公布日より施行される。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

輸入コモディティの重量測定に係る監督管理方法の調整に関する公告（税関総署公告[2019]159号）

税関総署が2019年10月17日付けで公布した公告によると、現行の輸入コモディティごとに重量測定する方法から税関が企業の申請に応じて実施する方法に変更する。税関は必要に応じて職権に基づき実施する。輸入コモディティの荷受人または代理人は、税関に重量を正確に申告し、税関は申告内容に対してサンプリング検査を実施する。同公告は2019年11月1日より施行される。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

入境許可監督管理の段階的な実施 口岸検査手続きの加速に関する公告（税関総署 国家薬品监督管理局公告 2019年第160号）

税関総署が公布した公告によると、一定の要件に合致する場合、輸入貨物は税関からの通知に基づき、入境地口岸の税関監督管理エリアから引き取ることができる。詳細の内容及び要件は同公告を参照すること。同公告は2019年11月15日より施行される。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

シンプルな案件の迅速な処理に関する公告（税関総署公告[2019]162号）

税関総署が2019年10月21日付けで公布した公告によると、下記の要件に該当する場合は、迅速な処理プロセスを適用できる。

- 「中華人民共和国税関行政処罰実施条例」第15条第1項、第2項の規定を適用して処理する場合。
- 通関業者及び通関担当者が委託者より提供された情報の真実性に対して合理的に審査していない場合、または職務怠慢により「処罰条例」第15条第1項、第2項に記載された状況が生じた場合。
- 「処罰条例」第20条から第23条の規定を適用して処理する場合。
- 税関の監督管理規定に違反して通貨を持ち込んで出入国する場合。
- 旅具通関において発見された密輸貨物、密輸物品の価値が50,000人民元以下の場合。
- その他税関監督管理規定に違反した案件の貨物価値が500,000人民元以下、または物品価値が100,000人民元以下の場合。
- 法律、行政法規、関連部門の規定に基づき警告または30,000人民元以下の罰金を科される場合。

税関は現場調査を実施した後、適時に行政処罰通知書を作成・発行し、立案した後、5営業日以内に行政処罰決定書を作成・発行する。

同公告は2019年12月1日より施行される。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

入国木材の指定監督管理エリアの公布に関する公告（税関総署公告[2019]165号）

税関総署は、公式サイト（www.customs.gov.cn）で「入国木材指定監督管理エリアリスト」を公布し、かつ適時情報を更新して管理する。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

香港 CEPA 項目下の改訂済原産地基準の公布に関する公告（税関総署公告[2019]167号）

税関総署は2019年10月25日付けで公告を公布し、改訂後のサブ項目2710.19の原産地基準を発表した。改訂後の基準は2019年11月1日より施行される。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

輸入自動車の環境保護項目検査の更なる規範化に関する公告（税関総署公告[2019]168号）

税関総署が2019年10月28日付けで公布した公告によると、各税関は輸入自動車環境保護項目の外観検査、車載診断システム検査、排出ガス汚染物検査を実施する。強制的製品認証カタログに列記された自動車については、環境保護関連検査を完了し、強制的製品認証証明書を取得しなければならない。同公告は2019年11月1日より施行される。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。



各地域の税関政策の最新動向

アモイ税関の電子「代理通関委託書」の全面的な実施に関する通達

アモイ税関が2019年10月8日付けで公布した公告によると、輸出入貨物の荷送人・荷受人が通関業者に通関手続きを委託する場合、輸出入貨物荷送人・荷受人（委託者）及び通関業者（受託者）は、国際貿易「単一窓口」もしくは中国電子口岸を通して電子代理通関委託書を締結し、委託関係を構築する。代理通関業者は、通関申告する際に電子代理委託書の整理番号及び通関申告書情報を税関の通関管理システムに記入して申告しなければならない。

詳細はこちらの[リンク](#)をご参照ください。

お問合せ先

華北地域

Eric Zhou 周重山 (関税ナショナルリーダー)
Partner パートナー
Email: ec.zhou@kpmg.com
Tel: [+86 \(10\) 8508 7610](tel:+86(10)85087610)

Lisa Li 李輝
Partner パートナー
Email: lisa.h.li@kpmg.com
Tel: [+86 \(10\) 8508 7638](tel:+86(10)85087638)

華中・華東地域

Naoko Hirasawa 平澤尚子
Partner パートナー
Email: naoko.hirasawa@kpmg.com
Tel: [+86 \(21\) 2212 3098](tel:+86(21)22123098)

Jie Xu 徐潔
Partner パートナー
Email: jie.xu@kpmg.com
Tel: [+86 \(21\) 2212 3678](tel:+86(21)22123678)

Shi Shirley 侍怡
Partner パートナー
Email: shirley.y.shi@kpmg.com
Tel: [+86 \(21\) 2212 2105](tel:+86(21)22122105)

華南地域

Vivian Chen 陳蔚
Partner パートナー
Email: vivian.w.chen@kpmg.com
Tel: [+86 \(755\) 2547 1198](tel:+86(755)25471198)